

開 会 午後1時14分

●あおいひろみ委員長 ただいまから、財政市民委員会を開会いたします。

報告事項であります。本日、審査を行います陳情第45号の提出者から資料の提出がございましたので、各委員に配付しております。

それでは、議事に入ります。

最初に、陳情第45号 札幌市内地区センター(区民センター)の使用料値上げについてを議題といたします。

陳情第45号は、本日が初審査ですので、提出者から趣旨説明を受けるため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時15分

再 開 午後1時24分

●あおいひろみ委員長 委員会を再開いたします。

それでは、質疑を行います。

●かんの太一委員 それでは、札幌市内地区センターの使用料値上げについて、質問をさせていただきます。

先ほど、陳情者の方からご説明がございましたけれども、今回、使用料全体の値上げに加えまして、ホールの半面を利用する場合や、1時間単位で利用する場合の料金が、今回の見直しによって大きく上がっているといったことについて、ご指摘があったというふうに受け止めているところでございます。

使用料全体の見直しについては、先ほども言及がありましたけれども、昨今の光熱費の高騰や、人件費の増などを要因として、施設を運営する経費の増加に対応するため、昨年の第4回定例市議会で議決されたものと認識しているところでございます。

そこで、今回の陳情で取り上げられているホー

ルの半面利用や、時間貸しといった利用方法については、そもそも区民センターなどがこれまで多くの地域住民に利用される中で、利用者のニーズを踏まえて導入した施設活用策だと認識していますけれども、昨年の使用料全体の見直しと併せて議決した、これらの料金改定について、改めて確認をさせていただきたいというふうに思います。

そこで質問でございますけれども、ホールの半面利用と時間貸し利用に係る今回の見直しの考え方について、確認をさせていただきたいというふうに思います。

●田口地域振興部長 ホールの半面利用と、時間貸し利用に係る今回の見直しの考え方についてでございます。

改定前のホール半面の料金は、運用を開始した平成14年には、条例で半面料金という定めがなかったため、条例に規定されている料金のうち、ホール以外の料金では、最大の120平米を超える集会室の料金を適用しましたが、これはホール半面よりも狭い面積を基準とした料金であるため、例えば、午前のホールの全面料金が9,200円であるのに対し、ホール半面は3,500円となり、全面料金の半額を大きく下回っている状況であります。そのため、半面を別々の団体名で申し込み、実際には全面を利用しているという利用実態も見られ、ご負担いただく料金に大きな不均衡が生じているところでございます。

また、改定前の時間貸しの料金は、1日を通して使う全日の料金を基準に、1時間当たりで割り返し、その額の2割増しの料金を適用していたため、例えば、ホール全面を夜間に1時間使用する場合であれば、1時間当たり2,760円となりますが、実際の夜間区分の料金を1時間当たりで割り返すと4,600円となることから、かなり割安な料金設定となっております。そのため、午前・午後・夜間という区分利用として規定されている時間帯から10分ずらし、例えば、17時50分から20時50分といった予約方法での時間貸し利用が散見さ

れ、区分利用者と時間貸し利用者との間で負担する料金に、大きな不均衡が生じているところがございます。

このことに対しまして、ホール全面の利用者からは、全面の料金に比べ半面の料金が安いという声があり、同様に区分利用の利用者からは、時間貸しが割安であるという声をいただくこともあるほか、指定管理者からも、予約方法によって料金が大きく違うとの指摘があり、利用者への説明に苦慮していることや、負担の公平性の観点から、料金の是正を求める要望がありました。

今回の改定で、ホールの半面はホールを使用する割合及び市内の他施設の半面料金の設定も踏まえ、ホール全面の半額となるよう使用料を設定し、時間貸しについては、午前・午後・夜間区分の利用料金それぞれの1時間当たりの金額を、1時間単価として設定したところでございます。

●**かんの太一委員** ホール半面料金ですとか、時間貸しの見直しについて、基本的な考え方と、あと現状ということについてお聞かせいただきましたけれども、料金にしても時間貸しということに関しても、簡単に言えば不均衡があったと、それをしっかりと今回の見直しで是正したといったことだと思います。また、利用者ですとか、また指定管理者の方からもその是正に向けて声が上がっていたということでもあります。

しかしながら、利用者の方からすると、上がり幅の大きな見直しとなっていることも確かではあると思います。今回の料金改定は、昨年12月に議決したものでありますけれども、実際の料金改定時期を今年の7月1日からとしているのは、事前予約の時期を考慮するとともに、利用者への周知期間という意味合いも大きいところだというふうに認識しているところであります。

そこで質問でありますけれども、条例改正後の市民への周知について、具体的にどのようなことを行っているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

●**田口地域振興部長** 条例改正後の市民への周知について、具体的に行っているところでございます。

条例改正後に、本市のホームページに使用料の改定内容について掲載したほか、施設のホームページ及び区民センター、コミュニティセンターの予約システム上にも改定内容を掲載したところであります。また、各施設では、改定内容をまとめたチラシ等を施設内で配架や掲示を行い、今年の7月1日からの変更内容について周知を図っております。

このほか、今回の半面利用や時間貸しの改定にも触れたQ&Aも各施設に配置し、利用者等からの問合せにも丁寧に対応できるよう努めてきたところでございます。

●**かんの太一委員** ホームページ等も利用しながらということであったり、Q&Aとか、それを各施設に配布したりということで、現在の対応ということは理解するところでありますけれども、今回の改定自体は、施設利用者全体のことを考えると、やむを得ないものだと理解しているんですけども、定期的に使っていただいているサークルなどの利用者はもとより、久しぶりに施設を使う方など、料金の違いに戸惑うこともあると考えますので、施設を管理する指定管理者の協力も得ながら、丁寧な説明、対応をすることを要望いたしまして、私の質問を終わります。

●**長屋いずみ副委員長** 私からも、何点か質問をさせていただきたいと思います。

公の施設の利用については、地方自治法第225条に基づき、使用料を徴収できるとされ、札幌市区民センター条例で使用料を定めており、施設の利用状況や維持管理費などを考慮し、決定されると承知しております。

今回の陳情は、区民センターのホール使用料について、改正により値上げ幅が大きく異なり、これまで割安だった半面利用や、時間貸し使用料が大幅に引き上げられ、市民が手軽に使えないため、

値下げしてほしいというものです。

我が党は、昨年第4回定例議会で提案されました、区民センター条例の一部を改正する条例案について、公共施設に係るコストは市民全体の財産であり、所得や施設からの距離などの違いに影響を受けることなく、誰もが利用しやすいように安価であることが望ましいと反対をしております。その立場で、今回も質問をしたいと思っております。

先ほど平成14年というふうに言われておりました。平成14年より、ホールの片面利用を全施設統一の取扱いとして、集会室の120平米を超える集会室での取扱いとしたために、全面料金を借りるより、片面料金を2面借りたほうが安くなった、そうした対応を20年以上にわたって行っています。

そこで質問ですが、市民や指定管理者から指摘の声があったけれども、料金の改定をしなかったのはなぜなのか、伺います。

●**田口地域振興部長** 20年にわたって市民や指定管理者から声が寄せられていたが、なぜ料金改定を行わなかったのかということについてでございます。

ホールの片面料金につきましては、運用を開始した平成14年に、まずは区民センター等の利便性向上に向け、片面利用の運用を先行させたものでございます。その後、利用者や指定管理者からは、不均衡の是正を求める声はあったものの、一方で、料金表全体の改定がなかったことから、料金が増額となるホール片面の利用者への影響も踏まえまして、今回の改定に合わせて、新たにホール片面の料金を設定し、不均衡を見直したものでございます。

●**長屋いずみ副委員長** 2002年から運用していた、区民センターが指定管理者制度に変更したのは2006年です。この際に、条例は改正されておりますので、改正の機会はありませんでした。しかし、しなかった。

次の質問です。区民センター等の片面や時間貸

し料金について、不均衡となっていたことに対して、利用者の影響をどのようにお考えなのか、伺います。

●**田口地域振興部長** 片面利用、時間貸しについて、料金が不均衡となっていることに係る利用者の影響についてでございます。

改定前の片面料金は、全面料金の半額を大きく下回っていたことから、例えば片面を別々の団体名で申し込み、実際には全面利用している利用実態も見られており、このような利用が区民センター等、全体で年間200件以上あると把握しております。

また、改定前の時間貸し利用に係る1時間当たりの料金が、午前・午後・夜間のいずれの区分の1時間当たりの額よりも割安となっていたことから、例えば区分利用で規定されている時間帯から10分など、時間をずらしての時間貸し利用は、区民センター等全体で年間300件以上あると把握しております。

●**長屋いずみ副委員長** 月寒公民館や区の体育室や競技室などでは、片面使用料金は全面使用料の半額設定となっており、料金の不均衡は見られません。市民からも、指定管理者からも指摘があったにもかかわらず、先ほど、片面を2面として使っていた件数が200件、それから時間貸しの点でも300件、こういった不均衡が見られております。

陳情者も話されておりましたけれども、区民センターを利用されていると不均衡は分かりますから、全面料金を支払う市民がいる中で、片面を2面利用して、割安で使う方もいました。こういった不均衡を、行政がこの間ずっと許してきたということです。行政の政策決定は、公平・公正に執行し、市民生活の安全・安心の確保と、福祉の増進を図っていくことを、その基本的な責務としております。修正が必要であり、基準をしっかりとするべきだったと思います。

昨年の条例改正提案をした当委員会で、我が党

議員が、貸室利用料の基準額決定に際し、配慮した点をお聞きしましたところ、区民センターとは、コミュニティの核として、多くの地域住民が集う地域コミュニティ活動を行う上で重要な役割を担っている施設であります、そのため、区民センター等につきましては、施設の公共性を考慮し、従来から土地に係る経費や施設の償却費については、基準額の算定には入れず、人件費や物件費など、施設管理等に必要な経費を算定し、料金設定を行っておりますとご答弁されました。

そこで質問ですが、料金設定についてです。区民センター等の使用料決定に際しての市民意見の把握や、市民への周知について、伺います。

●**田口地域振興部長** 区民センター等の使用料決定に際しての市民意見の把握や、市民への周知についてでございます。

今回の見直しの趣旨は、区民センター等の利用者全体のことを考慮し、いずれも不均衡となっている現状を是正する範囲のものと考えており、外部委員会などによる市民意見の反映は行ってないところでございます。

半面利用の料金につきましては、本来的には使用する面積割合及び他の市有施設の料金設定を踏まえて、全面料金の半額とするべきだったものであり、是正の範囲と考えてございます。

また、今回の改定に当たりましては、実際の改定まで6か月の周知期間を設けており、ホームページや施設ごとのチラシの配架、掲示などを通じて、丁寧な対応に努めているところでございます。

●**長屋いずみ副委員長** 昨年、財政局が受益者負担を見直すとして、この提案をしたのが10月、第4回定例議会で条例案を提案し、12月の本会議で可決・成立しております。市民の意見把握もせず、決めてから周知をしていく、丁寧に対応していく、これでは逆ではないでしょうか。それと、あまりにも拙速な進め方だと思います。その上げ幅の不均衡さと料金の高さから、今回声が上がっ

ております。市民が気軽に利用できる環境をというのであれば、利用料を極力抑えていく、それがが必要です。施設があっても、利用料金の値上げが2倍以上になっては、陳情者も述べたように、利用を半分にせざるを得ません。あるいは利用できない、こういった事態にもなります。これはスポーツの萎縮も招きかねず、本末転倒だと指摘をして、私の質疑を終わります。

●**あおいひろみ委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** なければ、質疑を終了いたします。

ここで、陳情第45号の取扱いについてお諮りします。

取扱いは、いかがいたしますか。

(「継続」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** それでは、陳情第45号を継続審査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●**あおいひろみ委員長** 異議なしと認め、陳情第45号は、継続審査とすることと決定いたしました。

ここで、理事者交代のため、委員会を暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時42分

再 開 午後1時44分

●**あおいひろみ委員長** 委員会を再開いたします。

次に、議案第3号 令和7年度札幌市公債会計補正予算(第1号)を議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●**白石財政部長** 私から、議案第3号 令和7年度札幌市公債会計補正予算(第1号)についてご説明をさせていただきます。

この公債会計の補正予算は、大規模下水道管路特別重点調査の実施に係る下水道事業会計の補正及び一般会計、病院事業会計、中央卸売市場事業会計、軌道整備事業会計、高速電車事業会計、下水道事業会計における、令和6年度からの予算の繰越に伴う市債の整理を行うものでございます。

●あおいひろみ委員長　それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第3号を可決すべきものと決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●あおいひろみ委員長　異議なしと認め、議案第3号は、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、工事請負契約の締結に関する、議案第11号から第21号までの11件を一括議題とし、理事者から補足説明を受けます。

●中西管財部長　私から、議案第11号から議案第21号までの工事請負契約締結の件、全11件について、ご説明させていただきます。

最初に、議案第11号　白石清掃工場1号燃焼ガス冷却設備改修工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、白石清掃工場における1号ガス冷却設備の2次過熱器の改修工事でございます。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社タクマ北海道支店、契約金額は6億8,750万円となっております。また、しゅん工期

限は令和9年10月29日でございます。

次に、議案第12号　白石清掃工場蒸気タービン改修工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、白石清掃工場における蒸気タービンの車軸及び隔板の改修工事でございます。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方はJFEエンジニアリング株式会社北海道支店、契約金額は5億9,950万円となっております。また、しゅん工期限は令和8年11月13日でございます。

次に、議案第13号　山本通山本跨線橋上部工新設工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、新設する山本跨線橋における上部工に係る桁の架設工事であり、橋長276.9メートルのうち、本工事の架設延長は51.7メートルでございます。地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行った結果、契約の相手方は新太平洋建設株式会社、契約金額は5億2,250万円となっております。また、しゅん工期限は令和8年11月30日でございます。

次に、議案第14号　東消防署新築工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造地上4階建て、延べ面積は約2,281平方メートルでございます。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は山崎建設工業株式会社、契約金額は11億4,664万円となっております。また、しゅん工期限は令和8年11月30日でございます。

次に、議案第15号　琴似小学校改築ほか工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、建物の構造・規模は校舎棟が鉄筋コンクリート造地上3階建て、屋内運動場棟が鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建て、これら2棟の延べ面積は約9,977平方メー

ルでございます。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社田中組、契約金額は30億6,130万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年2月26日でございます。

次に、議案第16号 琴似小学校冷暖房衛生設備工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、先ほどご説明いたしました議案第15号の工事に伴う冷暖房衛生設備工事でございます。地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行った結果、契約の相手方は藤井設備株式会社、契約金額は7億9,186万8,000円となっております。また、しゅん工期限は令和9年2月26日でございます。

次に、議案第17号 向陵中学校校舎棟改築ほか工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、建物の構造・規模は、鉄筋コンクリート造地上5階建て、延べ面積は約8,387平方メートルでございます。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社中山組、契約金額は25億3,000万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年3月9日でございます。

次に、議案第18号 向陵中学校校舎棟冷暖房衛生設備工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、先ほどご説明いたしました、議案第17号の工事に伴う冷暖房衛生設備工事でございます。地方自治法施行令第167条の10の2の規定による総合評価一般競争入札を行った結果、契約の相手方は池田煖房工業株式会社、契約金額は8億4,029万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年3月9日でございます。

次に、議案第19号 苗穂小学校改修工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、校舎棟及び屋内運動場棟の外壁及び屋上防水の全面改修を行うとともに、教室、廊下及び階段の床、壁等の改修を行うほか、エレベーター設置のための改修等を行うものであ

ります。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社井上技研、契約金額は5億5,385万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年2月19日でございます。

次に、議案第20号 西園小学校改修工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、校舎棟及び屋内運動場棟の外壁及び屋上防水等の全面改修を行うとともに、教室、便所等の改修及び廊下、階段等の床及び壁の改修を行うほか、エレベーター棟の増築等を行うものであります。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は株式会社和泉組、契約金額は6億4,130万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年2月19日でございます。

最後に、議案第21号 白石中学校改修工事請負契約締結の件でございます。

工事概要ですが、校舎棟及び屋内運動場棟の外壁及び屋上防水等の全面改修を行うとともに、教室、廊下及び階段の床、壁等の改修を行うほか、エレベーター設置のための改修等を行うものであります。地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札を行った結果、契約の相手方は札幌土建工業株式会社、契約金額は7億3,040万円となっております。また、しゅん工期限は令和9年3月5日でございます。

●あおいひろみ委員長 それでは、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●あおいひろみ委員長 なければ、討論を終了いたします。

それでは、採決を行います。

議案第11号から第21号までの11件を可決すべきものと決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●**あいひろみ委員長** 異議なしと認め、議案11件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員会を閉会いたします。

閉 会 午後1時54分